

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 19 日

尾道市長 平谷 祐宏



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

瀬戸田地区〔尾道市瀬戸田町〕

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日（当初作成年月：平成 25 年 3 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 3 経営体

個人 35 経営体

○ 農地の集積面積

93.2ha（区域内の農地面積 666ha、集積率 14.0%）

4 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる農家等に対しては、効率的な農地集積ができるよう地域で協力する。

すぐに収入が得られるような園地については、特に新規就農者に集積できるよう地域で協力する。

地域内で農地の引き受け先が見つからない場合には、地域外からも積極的に新規就農者等を受け入れていく。

優良品種への改植等を積極的に進めるとともに、レモンの端境期の出荷や地域ブランドの生産量を増やし、付加価値を高めた販売を行っていく。

5 農地中間管理機構の活用方針

高齢化が進んでおり、今後経営規模を縮小または離農する農業者が出てくると見込まれる。農業をリタイアしたり、経営規模を縮小して経営部門を転換する者の農地を、農地中間管理機構を活用することにより、流動化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 19 日

尾道市長 平谷 祐宏



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

岩子島地区〔尾道市向島町〕

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日（当初作成年月：平成 25 年 1 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 10 経営体

○ 農地の集積面積

3.1 ha（区域内の農地面積 26 ha、集積率 11.9%）

4 地域農業の将来のあり方

規模拡大意向農家に対しては、効率的な農地集積ができるよう地域で協力する。

後継者が帰って就農しやすいよう、効率的な農地集積ができるよう地域で協力する。

農地の引き受け先が見つからない場合は、地域外からも積極的に新規就農者を受け入れていく。

5 農地中間管理機構の活用方針

高齢化が進んでおり、今後経営規模を縮小または離農する農業者が出てくると見込まれる。農業をリタイアしたり、経営規模を縮小して経営部門を転換する者の農地を、農地中間管理機構を活用することにより、流動化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 19 日

尾道市長 平谷 祐宏



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

河内地区〔尾道市御調町〕

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日（当初作成年月：平成 27 年 3 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 4 経営体

個人 1 経営体

○ 農地の集積面積

62.7ha（区域内の農地面積 97ha、集積率 64.6%）

4 地域農業の将来のあり方

生産コストの低減に取り組み、収益率の改善を図る。

新たな作物の導入など経営の複合化を進める。

高付加価値化に向けた取り組みや新規就農の促進について検討していく。

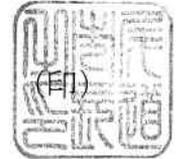
5 農地中間管理機構の活用方針

高齢化が進んでおり、今後経営規模を縮小または離農する農業者が出てくると見込まれる。農業をリタイアしたり、経営規模を縮小して経営部門を転換する者の農地を、農地中間管理機構を活用することにより、流動化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 19 日

尾道市長 平谷 祐宏



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
油屋新開地区〔尾道市因島中庄町〕
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 25 日（当初作成年月：平成 27 年 7 月）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 経営体数
 - 個人 2 経営体
 - 法人 1 経営体
 - 農地の集積面積
3.3 ha（区域内の農地面積 8.2 ha、集積率 40.2%）
- 4 地域農業の将来のあり方
新規就農を促進し、若い担い手に農地を集積できるよう地域で協力する。
農地流動化の仕組みづくりを検討する。
情報共有ネットワークなど互いに協力して向上する仕組みづくりを検討していく。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
高齢化が進んでおり、今後経営規模を縮小または離農する農業者が出てくると見込まれる。農業をリタイアしたり、経営規模を縮小して経営部門を転換する者の農地を、農地中間管理機構を活用することにより、流動化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 19 日

尾道市長 平谷 祐宏



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

綾目地区〔尾道市御調町〕

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日（当初作成年月：平成 27 年 3 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 4 経営体

法人 1 経営体

○ 農地の集積面積

14.9 ha（区域内の農地面積 56 ha、集積率 26.6%）

4 地域農業の将来のあり方

新規就農を促進し、特に新規就農者に優良農地を集積できるよう地域で協力する。

生産コストの低減に取り組み、収益率の改善を図る。

新たな作物の導入など経営の複合化や加工などの高付加価値化に向けた取り組みも検討していく。

5 農地中間管理機構の活用方針

高齢化が進んでおり、今後経営規模を縮小または離農する農業者が出てくると見込まれる。農業をリタイアしたり、経営規模を縮小して経営部門を転換する者の農地を、農地中間管理機構を活用することにより、流動化していく。